障害者総合支援法・児童福祉法の理念・現状と サービス提供のプロセス及び その他関連する法律等に関する理解 並びに障害者福祉施策の最新の動向

福島県保健福祉部障がい福祉課 ^{令和7年6月13日}

出典:厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修資料 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料

本講義の獲得目標

◆障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。

◆障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組 みを理解する。

◆障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律 を理解する。

I 障害福祉施策の経緯と動向

障害者の数

- 障害者の総数は1164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
- そのうち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。

(在宅・施設別)

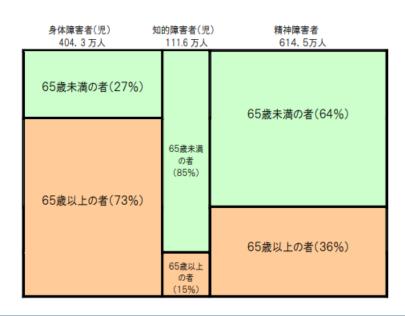
障害者総数 1164.6万人(人口の約9.3%) うち在宅 1116.0万人(95.8%)

うち施設入所 48. 7万人(4.2%)

(年齢別)

65歳未満 53% 65歳以上 47%

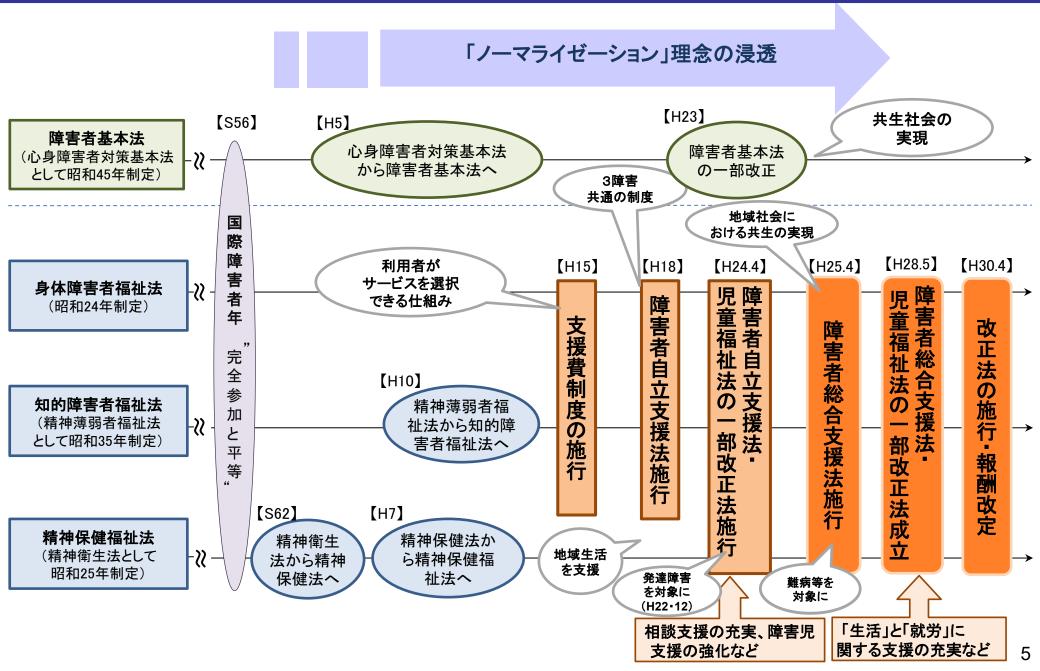
身体障害者(児) 423.0万人	知的障害者(リ 126.8万人	
在宅身体障害者(児) 415.9万人(98.3%)	在宅 知的障害 者(児) 114.0万 人 (89.9%)	在宅精神障害者 586. 1万人(95. 3%)
施設入所身体障害者(児) 7.1万人(1.7%)	障害者(児) 12.8万人 (10.1%)	入院精神障害者 28. 8万人(4. 7%)



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(令和3年)等、 在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

- ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。
- ※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
- ※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)で算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。
- ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である(各種別ごとの人数を単純に合計)。
- ※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上 を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

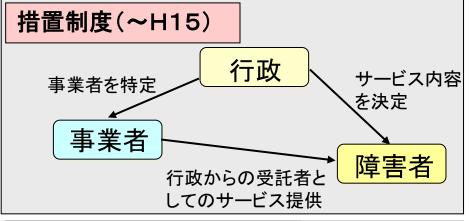
障害保健福祉施策の歴史

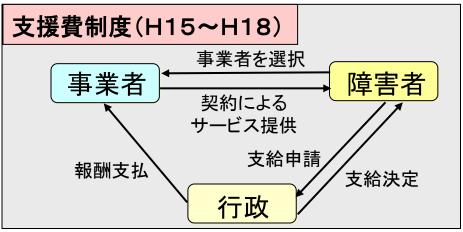


措置制度から支援費制度へ (2003(平成15)年)

支援費制度の意義

- ■多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- ■利用者の立場に立った制度構築





<措置制度>

- ●行政がサービス内容を決定
- ●行政が事業者を特定
- ●事業者が行政からの受託者 としてサービス提供



- く支援費制度>
- ●障害者の自己決定を尊重 (サービス利用意向)
- ●事業者と利用者が対等
- ●契約によるサービス利用

「平成18年障害者自立支援法」のポイント

法律による改革 障害者施策を3障害一元化 制定前 ○3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に 3障害ばらばらの制度体系 (精神障害者は支援費制度の対象外) ○市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバック アップ •実施主体は都道府県、市町村に二分化 利用者本位のサービス体系に再編 ○33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と 制定前 夜間の居住支援を分離 障害種別ごとに複雑な施設・事業体系 あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と 重度の障害者を対象としたサービスを創設 利用者の実態とが乖離 ○規制緩和を進め既存の社会資源を活用 就労支援の抜本的強化 ○新たな就労支援事業を創設 - 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 ○雇用施策との連携を強化 ・就労を理由とする施設退所者はわずか1% 支給決定の透明化、明確化 制定前 ○支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定 する客観的基準)がない ○審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化 支給決定のプロセスが不透明 安定的な財源の確保 制定前 ○国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)

○利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

新規利用者は急増する見込み

・不確実な国の費用負担の仕組み

7

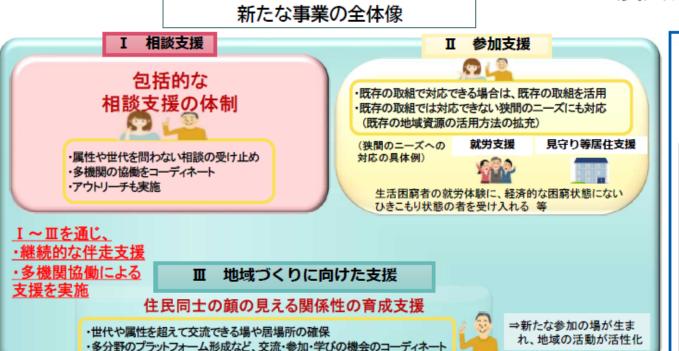
地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 〇地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
- (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- 〇このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

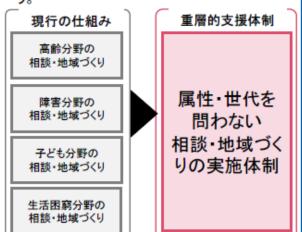
- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、II地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、 I ~ Ⅲの支援は必須
- 〇新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、<u>交付金を交付</u>する。



(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208 R2年度:279

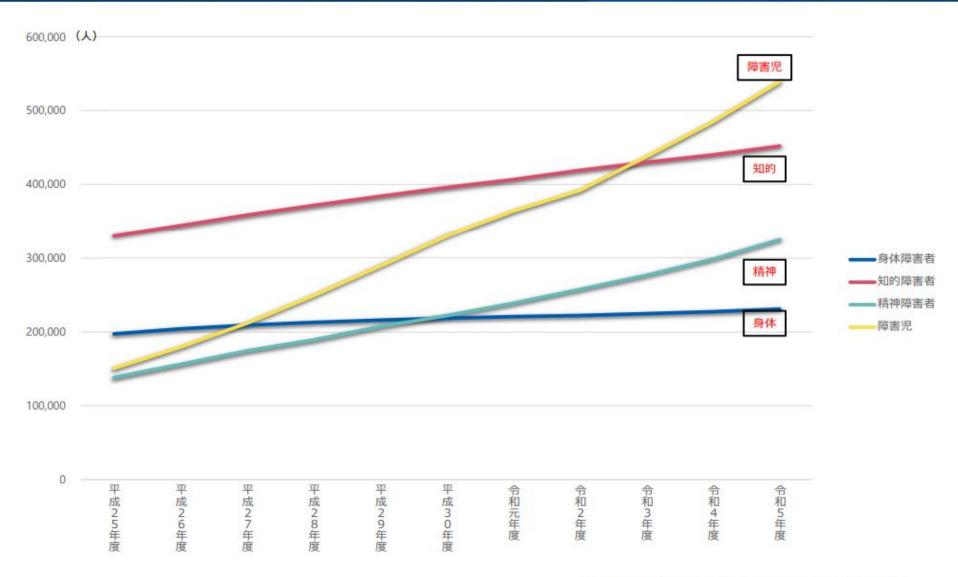
相談支援・地域づくり事業の一体的実施 -

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を 円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各 制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

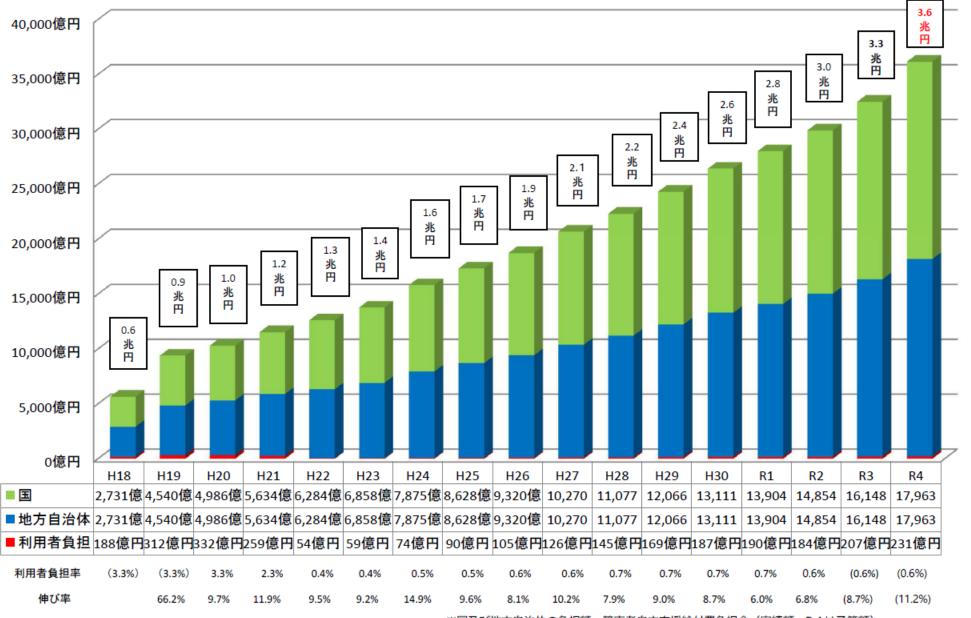


- ※ I ~ Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

障害福祉サービス等の利用者数の推移



障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担



[※]国及び地方自治体の負担額:障害者自立支援給付費負担金(実績額。R4は予算額)。

[※]負担割合は、国:都道府県:市町村=2:1:

[※]利用者負担額:国保連データ(H20-R2)及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。

[※]利用者負担率: 国保連データ (H20-R2) 。H18・H19はH20の負担率、R3・R4はR2の負担率で仮置き。

Ⅱ 障害者総合支援法等の概要

1 目的及び基本理念等

障害者の権利に関する条約(国際連合)

第一条(目的)

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

第一条(目的)

この法律は、全ての国民が、<u>障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである</u>との理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かための施策の基本となる事項を定めること等により、<u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的か</u>つ計画的に推進することを目的とする。

第四条 (差別の禁止)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その<u>実施に伴う負担が過重でないときは</u>、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ<u>合理的な配慮</u>がなされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者総合支援法

障害者総合支援法の目指すもの(目的規定)

- 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず 国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地 域社会づくり」を進める

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

児童福祉法

(児童の福祉を保障するための原理)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、<u>適切に養育されること、その生活を</u> 保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図ら れることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童育成の責任)

- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その<u>意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される</u>よう努めなければならない。
- ②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児 童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

発達障害者支援法

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援の行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が<u>社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを</u> **妨げられないこと**を旨として、行われなければならない。
- 2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

障害者・障害児の定義 (障害者総合支援法第4条第1項・第2項)

<法の対象となる「障害者」>

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ②知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者 (発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)
- ④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病 により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。

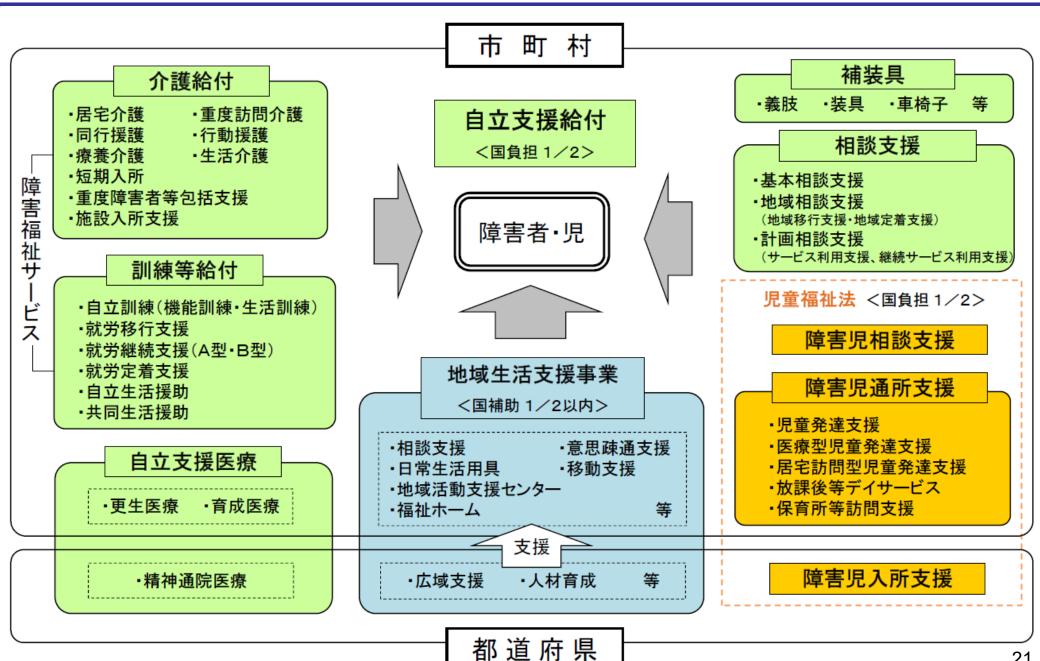
④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

<障害児の範囲>

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①~④と同様。

2 障害福祉サービス等の概要

障害者総合支援法等における給付・事業



21

障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容	利用者数	施設·事業所数
	居宅介護 👸 🕕	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	198,067	21,757
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介 護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的 に行う	12,192	7,499
	同行援護 🔠 🕕	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,332	5,678
介	行動援護 🔠 🕕	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,184	2,026
介護給付	重度障害者等包括支援(音) (月)	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
句	短期入所 🔠 🕕	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	45,113	5,281
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	21,010	258
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機 会を提供する	298,119	12,363
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,432	2,560
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題 を把握し、必要な支援を行う	1,270	295
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	168,318	12,400
訓	自立訓練(機能訓練) 🗂	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,238	189
練	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を 行う	14,150	1,315
等給	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,415	2,977
付	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練 を行う	83,302	4,377
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	323,786	16,068
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,191	1,530

日中活動系

居住支援系

就労系

障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

				11 1% - 1-d-		
				サービス内容	利用者数	施設·事業所数
障害		児童発達支援		童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの 支援を行う		11,004
障害児通所系	障害	医療型児童発達支援		日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,730	88
系	児支	放課後等デイサービス	@	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の ための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	309,961	19,638
2	援					
訪障	12	居宅訪問型児童発達支援	@	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	336	115
訪障害 系児	係る	保育所等訪問支援		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,649	1,512
入障	² 給 付	福祉型障害児入所施設		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,320	180
入障害 系児		医療型障害児入所施設 児		施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,750	198
相	相談支	計画相談支援		【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	213,753	9,805
相談支援系	援に係る	障害児相談支援	æ	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	71,609	6,045
	る給付	地域移行支援		住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	566	320
	19	地域定着支援		常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,092	563

[※] 障害児支援は、個別に利用の要否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっていない)※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断(支援区分を利用要件としていない)

3 自立支援給付について

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付の支給決定プロセスについて

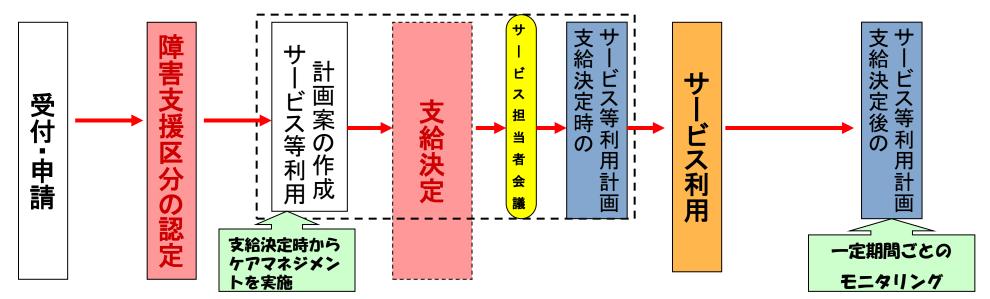
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合(申請・支給決定の変更)には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

* 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス 等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



25

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

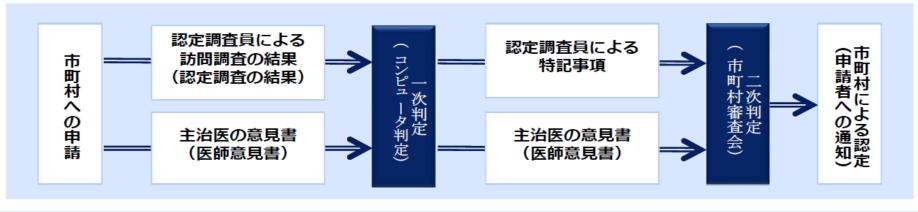
① 障害支援区分の定義(法第4条第4項)

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果(令和4年10月~令和5年9月)

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
35 件	4 , 396 件	52,631件	57,631件	47 , 957 件	37,973件	60,666件	261,289
0.0%	1.7%	20.1%	22.1%	18.4%	14.5%	23.2%	100.0%

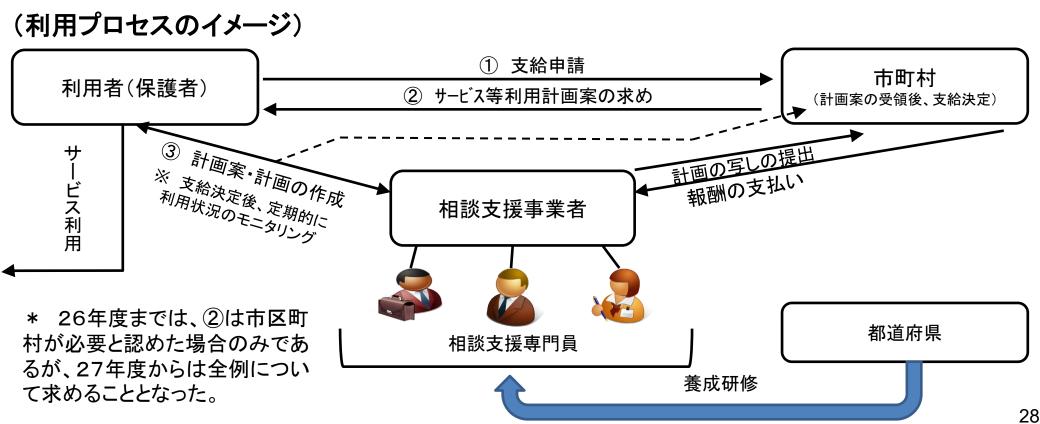
※出典:厚生労働省ホームページ

障害支援区分の認定調査項目(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)							
1-1 寝返り		1 – 2 起き上がり		1-3 座位	保持	1 – 4	移乗
1-5 立ち上がり 1-6 両足での		1 – 6 両足での立位	立保持 1 – 7 片足での立		での立位保持	1 – 8	3 歩行
1-9 移動	1-9 移動 1-10 衣服の着脱			1-11 じょ	くそう	1-1	2 えん下
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)							
2-1 食事		2 – 2 口腔清潔		2-3 入浴		2 – 4	排尿
2 – 5 排便		2 – 6 健康・栄養管	理	2-7 薬の	管理	2 – 8	3 金銭の管理
2-9 電話等の利用		2-10 日常の意思泳	央定	2-11 危険	の認識	2 – 1	2 調理
2-13 掃除		2-14 洗濯		2-15 買い	物	2 – 1	6 交通手段の利用
3. 意思疎通等に関連する項	目(6項	[目)					
3-1 視力		3 – 2 聴力		3 − 3 □ミ	ュニケーション	3 – 4	・説明の理解
3 - 5 読み書き		3 - 6 感覚過敏・感	対 対 対 対 対 対 対 対		_		_
4. 行動障害に関連する項目	(34項目)					
4-1 被害的・拒否的	4 – 2	作話	4-3 感情	が不安定	4-4 昼夜逆転		4 – 5 暴言暴行
4 - 6 同じ話をする	4 – 7	大声・奇声を出す	4-8 支援(の拒否	4-9 徘徊		4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4 – 1	2 1人で出たがる	4-13 収集	癖	4-14 物や衣類を場	懐す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4 – 1	7 ひどい物忘れ	4-18 こだ	わり	4-19 多動・行動係	亨止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4 – 2	2 他人を傷つける行為	4-23 不適	切な行為	4-24 突発的な行動	助	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4 – 2	7 反復的行動	4-28 対人	面の不安緊張	4 – 29 意欲が乏しい	۱,	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4 – 3	2 自己の過大評価	4-33 集団	への不適応	4-34 多飲水・過館	次水	_
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)							
5 – 1 点滴の管理		5-2 中心静脈栄養		5 – 3 透析		5 – 4	ストーマの処置
5-5 酸素療法		5-6 レスピレータ	7—	5-7 気管切開の処置		5-8 疼痛の看護	
5 – 9 経管栄養		5-10 モニター測定	È	5-11 じょくそうの処置 5-12 カテーテル		2 カテーテル	

計画相談支援・障害児相談支援のしくみ

- 〇 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。(※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」)
 - ※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行(平成24年4月)により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が 必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。
 - ※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。



利用者負担について

<障害者の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 ^(注2) 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く。(注3)	9, 300円
一般2	上記以外	37, 200円

- (注1)3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
- (注2)収入が概ね670万円以下の世帯が対象になります。
- (注3)入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム、ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は「一般2」。

<障害児の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	O円	
低所得	市町村民税非課税世	O円	
一般1	市町村民税課税世 帯	通所施設、ホームヘルプ利 用の場合	4, 600円
(所得割28万円 ^(注) 未満)		入所施設利用の場合	9, 300円
一般2	上記以外		37, 200円

<世帯の範囲>

くに用り発因/						
種別	世帯の範囲					
18歳以上の 障害者 (施設に入所 する18、19 歳を除く)	障害のある方と その配偶者					
障害児 (施設に入所 する18, 19 歳を含む)	保護者の属する 住民基本台帳で の世帯					

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者 (入所)
			 利用者負担の負担上限 	月額設定(所得段階別)	
		高額障害福祉サービス	 ス等給付費(世帯での所	得段階別負担上限)		医療型個別減免
自己負担			事業主の負担によ る就労継続A型事 業(雇用型)の減 免措置			(医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定)
			生活保護への移行防止	:(負担上限額を下げる)		
食費・光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費を 減免)	食費については実 費負担ですが、通 所施設(事業)を利 用した場合には、食 費の人件費支給に よる軽減措置が受 けられます。 補足給付 (家賃負担を軽減)	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付 (食費・光熱水費を 減免)	

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要: 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険

診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】 市町村 【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療·育成医療】 国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】 国1/2, 都道府県·指定都市1/2

支給決定件数:【更生医療】291.003件 【育成医療】14.220件 【精神通院医療】2.470.960件 ※令和4年度

対象者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果

が期待できる者(18歳以上)

育成医療: 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者

福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者

(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的。

に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体 不自由 ・・・ 関節拘縮 → 人工関節置換術 言語障害 ・・・ 口蓋裂 → 形成術

視 覚 障 害 · · · 白内障 → 水晶体摘出術 免疫機能障害 · · · 抗HIV療法

聴 覚 障 害 ・・・ 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 ・・・ 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

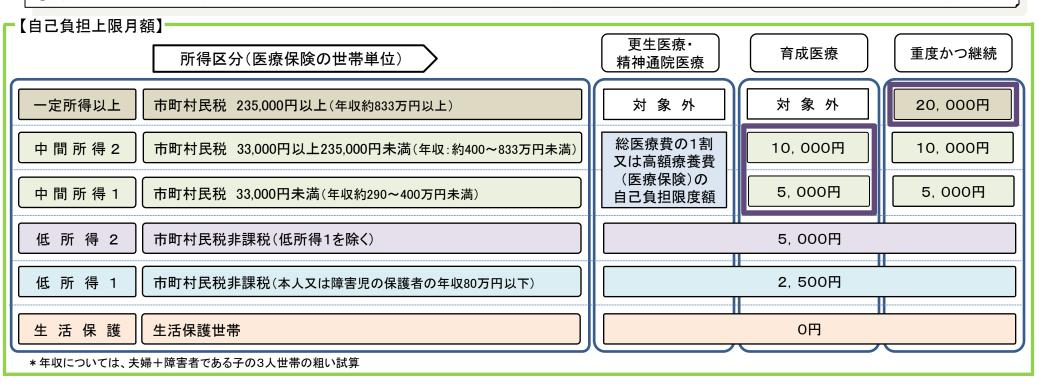
〈先天性内臓障害〉 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療) 精神科専門療法 訪問看護

3

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。



【月額医療費の負担イメージ】_{*医療保険加入者(生活保護世帯を除く)}

医療保険(7割)

自立支援医療費

患者負担

(月額医療費-医療保険-患者負担) (1割又は負担ト限額)

「重度かつ継続」の範囲

〇疾病、症状等から対象となる者

「更生・育成〕腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

[精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

〇疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

[更生·育成·精神通院] 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1.2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和3年3月31日までの経過的特例措置

補装具費支給制度の概要

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具(別紙「補装具種目一覧」を参照)について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額(基準額)を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額)を控除して得た額(補装具費)を支給する。

※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者:37,200円、市町村民税世帯非課税者:0円

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※ 難病患者等については、特殊の疾病告示に定める疾病に限る

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は 意見に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受ける。

5. 費用負担

(1)公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額(原則1割)を除した額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合 (国:50/100、 都道府県:25/100、 市町村:25/100)

(2)利用者負担

所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円	

- ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外とする。
- 生活保護への移行防止措置あり

参考

1. 補装具の種目

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

- 2. 創設年度 平成18年10月施行
 - ※ 障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一 元化し、補装具費支給制度としたもの。

「身体障害者福祉法」 昭和25年度 [児童福祉法] 昭和26年度

- · 支給根拠 障害者総合支援法 第76条第1項
- ・ 国の負担根拠 障害者総合支援法 第95条第1項第2号

補装具費の支給の仕組み

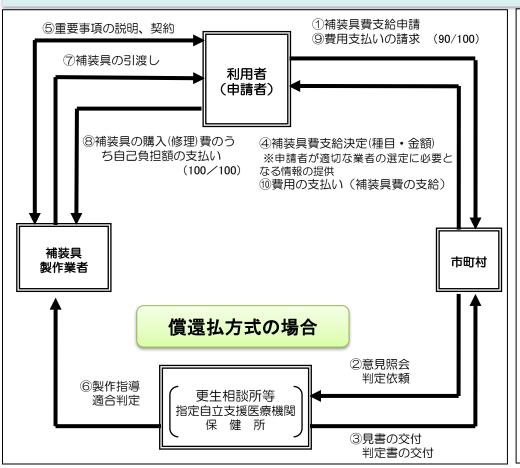
- ○補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- ○申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- ○補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- ○障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、

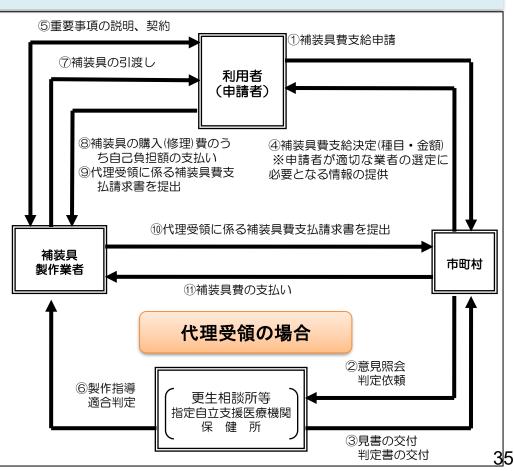
(償還払方式の場合)

- ・事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
- ・市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用(補装具費=基準額-利用者負担額)に相当する額を請求する。

(代理受領の場合)

- ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
- ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- ○市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。





4 地域生活支援事業について

地域生活支援事業等について

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。

令和7年度予算額

地域生活支援事業費等補助金 502億円 ○地域生活支援事業 442億円 ○地域生活支援促進事業 60億円

事業内容

- **地域生活支援事業** (障害者総合支援法第77条·第77条の2·第78条)
- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な 事業実施が可能である事業

[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態] ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能

- ③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業(事業の実施内容は地方が決定)
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。
 - ・補助率 ※**統合補助金**

市町村事業:国1/2以内・都道府県1/4以内で補助、都道府県事業:国1/2以内で補助

○ 地域生活支援促進事業 (平成29年度に創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

・補助率 国1/2又は定額(10/10相当)

(令和7年度予算)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業 理解促進研修•啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 4 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・障害支援区分認定等事務 ・自動車運転免許取得・改造助成 ・更生訓練費給付

任意事業

- 1 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) 訪問入浴サービス
 - (3) 生活訓練等
 - (4) 日中一時支援
 - (5)地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業
 - (6) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
- 2 社会参加支援
 - (1) レクリエーション活動等支援
 - (2) 芸術文化活動振興
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 家庭·教育·福祉連携推進事業
- 3 就業•就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 知的障害者職親委託

(令和7年度予算)地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - (1) 発達障害者支援センター運営事業
 - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業
 - (1) 都道府県相談支援体制整備事業
 - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
 - (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

- 1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
 - (2) 相談支援従事者等研修事業
 - (3) サービス管理責任者研修事業
 - (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
 - (5) 障害者ピアサポート研修事業
 - (6) 身体障害者 · 知的障害者相談員活動強化事業
 - (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
 - (8) 精神障害関係従事者養成研修事業
 - (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
 - (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業
 - (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

- 2 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練
 - (3) 音声機能障害者発声訓練
 - (4) 医療型短期入所事業所開設支援
 - (5) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
- 3 社会参加支援
 - (1) 手話通訳者設置
 - (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 点字による即時情報ネットワーク
 - (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
 - (6) 奉仕員養成研修
 - (7) レクリエーション活動等支援
 - (8) 芸術文化活動振興
 - (9) サービス提供者情報提供等
 - (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業
 - (11) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
- 4 就業・就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
 - (3) 一般就労移行等促進
 - (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
 - (5) 就労移行等連携調整事業
- 5 重度障害者に係る市町村特別支援

(令和7年度予算)地域生活支援促進事業

1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	14	「心のバリアフリー」推進事業
2	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	15	身体障害者補助犬育成促進事業
3	発達障害者支援体制整備事業【拡充】	16	発達障害児者及び家族等支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	17	発達障害診断待機解消事業
5	障害者就業・生活支援センター事業	18	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
6	工賃向上計画支援等事業【拡充】	19	障害者ICTサポート総合推進事業
7	障害者芸術·文化祭開催事業	20	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
8	強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)	22	地域における読書バリアフリー体制強化事業
9	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	24	入院者訪問支援事業
10	成年後見制度普及啓発事業	25	高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進 事業
11	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	26	都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
12	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	27	都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業
13	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		

	市町村事業		
1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	20	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	21	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
10	成年後見制度普及啓発事業	22	地域における読書バリアフリー体制強化事業
16	発達障害児者及び家族等支援事業	23	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【拡充】

5 苦情解決制度について

苦情解決事業

平成12年の社会福祉事業法改正により、福祉サービスは、これまでの行政による措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより利用する制度へ変更されることとなった。

福祉サービスにおいて、苦情を適切に解決することは、利用者にとっては、福祉サービスに対する満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講ぜられること等の効果が期待でき、事業者にとっては、利用者ニーズの把握や提供サービスの妥当性の検証が可能となる。

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されるべきものである。しかしながら、苦情を密室化せず、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業者段階及び都道府県段階それぞれに苦情解決の仕組みを整備することとした。

それぞれの苦情解決の仕組みは下記の通りである。

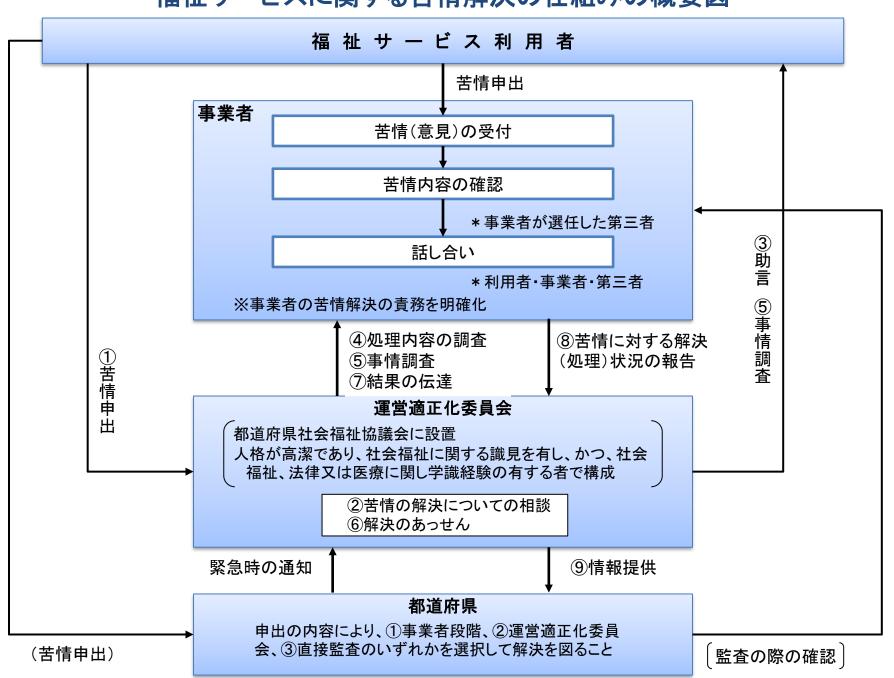
ア 事業者段階の仕組み

社会福祉法第82条において、すべての社会福祉事業の経営者についての苦情解決の責務を明確化するとともに第三者委員の設置など苦情解決の仕組みを設けることとしている。

イ 都道府県段階の仕組み

社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として「運営適正化委員会」を設置している。

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



6 介護給付費等に係る処分に関する 都道府県の不服審査について

介護給付費等に係る処分に関する都道府県の不服審査

目的

障害者総合支援法では、障害者(児)の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者又は障害児の保護者(以下「障害者等」という。)が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行うこととしている。(法第九七条第一項)

審査の実施主体

都道府県知事

審査体制

都道府県知事は、条例で定めるところにより、審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を置くことができる。(法第九十八条第一項)

審査請求の対象となる処分

市町村が行う障害福祉サービスの個別給付に係る処分が審査請求の対象となる。(法第97条第1項)

※具体的には事項に掲げるものが対象となる。

(1)障害支援区分に関する処分

障害程度区分の認定は、それ自体独立した行政処分であり、支給決定の勘案事項の一つとして介護給付費等に係る処分に 当たるので、都道府県知事への審査請求の対象となる。

- 障害支援区分の認定(法第二一条第1項)
- ・ 障害支援区分の再認定(法第二四条第4項)

(2)支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分

介護給付費等の支給決定に係る処分には、支給決定(支給量等の決定)に関する処分と支払決定(サービス利用後の具体的な請求に対する支出決定)に関する処分のいずれもが含まれる。

- ◆ 支給要否決定に関する処分
 - 介護給付費等の支給要否決定
 - 地域相談支援給付費との給付要否決定
- ◆ 支給決定(支給量等の決定)に関する処分
 - 支給決定(障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定)
 - 支給決定の変更の決定
 - 支給決定の取り消しの決定
 - 地域相談支援給付決定(地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の設定
 - 地域相談支援給付決定の取り消し決定
- ◆ 支給決定に関する処分
 - 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費

(3)利用者負担に係る処分

利用者負担は、給付と表裏の関係にあることから、利用者負担に係る決定は、「介護給付費等に係る処分」として審査請求の対象となる。

- 利用者負担の月額上限に関する決定
- 利用者負担の災害減免等の決定
- 高額障害福祉サービス費の給付決定
- 補足給付の決定(特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費)

7 介護保険制度との関係について

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要

65歳 まで

障害福祉サービス

- 居宅介護 (ホームヘルプ)
- 重度訪問介護 (ホームヘルプ)
- 生活介護 (ディサービス)
- ・短期入所 (ショートステイ)

介護保険に相当するサービスがある障害福祉サービス

- 就労継続支援 ・同行援護
- ・行動援護

障害福祉固有のサービス

等

原則

個別の状況 = 介護保険サービスのみでは 適切な支援が受けられない場合

65歳 以降 利用していた障害福祉サービス に相当する<u>介護保険サービスに</u> 移行 介護保険サービス

障害福祉サービスを 一部利用 ②障害福祉サービスを 引き続き利用 障害福祉サービスを 引き続き利用

個別の状況

一律に介護保険サービスに<mark>移行するのではなく、以下に該当し、<mark>適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合</mark>等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能</mark>

- ① <u>介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと認められる場合</u>
- 2 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
 - 例えば ・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
 - ・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

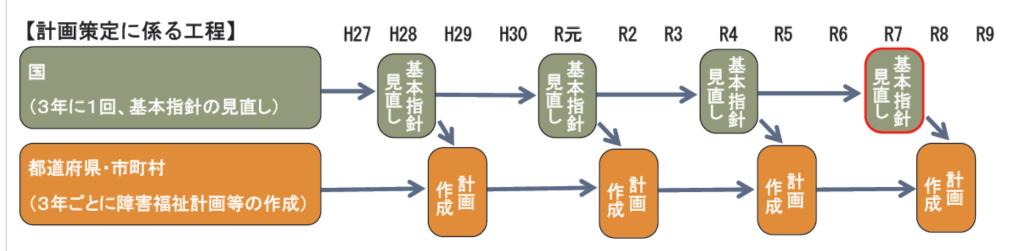
※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

8 障害福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の 影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

69

(参考1)障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針 (障害者総合支援法第87条)

障害福祉サービス及び相 談支援の提供体制の確保 に関する基本的事項 障害福祉サービス、相談支援並びに市町 村及び都道府県の地域生活支援事業の提 供体制の確保に係る目標に関する事項 市町村及び都道府県の 障害福祉計画に関する 事項

その他の事項

(基本指針に即して計画を作成)

都

意見を聴え



市町村障害福祉計画 (障害者総合支援法第88条関係)

<u>(義務)</u>

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

に関する事項

 各年度において は生活支援 業の種類ごと の実施に方及 る考え込み

--------(努力義務)

> 障害福祉サービス等 の見込量の確保方策

医療機関等の関係 機関との連携

(その他の事項)

- ・計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること (義務)
- ・計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握 した上で作成すること(努力義務)
- ・他の計画と調和が保たれること(義務) など

都道府県障害福祉計画(障害者総合支援法第89条関係)

(義務)

障害福祉サービスが地域 活支援制の 提供体係る 提供体系 に関する事項

各 指 者 設 み の 所 数 (注) 総 数 (注)

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

(努力義務)

区域ごとの 障害福祉サ ービス等の 見込量の確 保方策 区域ごとの障 害福祉サービ ス等に従事す る者の確保又 は資質の向上 施設障害 福祉サー ビスの質 の向上 区域ごと の医療機 関等の関 係者との 連携

(その他の事項)

- ・他の計画と調和が保たれること(義務) など
- (注) 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所 の指定を行わないことができる。(障害者支援施設、生活介護、就労継続支 援B型) 51

(計画の提出)

(参考2)障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

国の基本指針(児童福祉法第33条の19)

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の 障害児福祉計画に関す る事項 その他の事項

(基本指針に即して計画を作成)

(都道府県の



市町村障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20関係)

(義務)

障害児通所支援及び 障害児相談支援の 提供体制の確保に係 る目標に関する事項 各年度における指定通所 支援又は指定障害児相 談支援の種類ごとの必要 な量の見込み

(努力義務)

指定通所支援又は指 定障害児相談支援の 見込量の確保方策 医療機関、教育機関 等の関係機関との 連携

(その他の事項)

- ・計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること(義務)
- ・計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握 した上で作成すること(努力義務)
- ・他の計画と調和が保たれること(義務) など

都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22関係)

(義務)

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

障害児通所支援、障 害児入所支援及び障 害児相談支援の提 供体制の確保に係る 目標に関する事項

各年度における区域 ごとの指定通所支援 又は指定障害児相談 支援の種類ごとの 必要な量の見込み (注) 各年度の 指定障害児 入所施設等 の必要入所 定員総数 (注)

(努力義務)

区域ごとの 指定通所支 援の見込量 の確保方策 区域ごとの指 定通所支援又 は指定障害児 相談支援の質 の向上 障害児入 所支援の 質の向上 区域ごとの 医療機関、 教育等の関 係者との 連携

(その他の事項)

- ・他の計画と調和が保たれること(義務) など
- (注) 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業 所の指定を行わないことができる。(障害児入所施設、放課後等デイサービ ス等)

(計画の提出)

第135回社会保障審議会 令和5年2月27日

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の ^劉 円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要 (案)

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末~5月半ば頃に告示予定。 計画期間は令和6年4月~令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確

保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確

保に係る目標(成果目標)

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 万 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体 制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成 に関する事項

四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通

所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進

研修笙の充宝

- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 万 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業 所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における

E2

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整 備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る 記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対 する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対す る助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村に よる包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイド ライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数 等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の 策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把 握の推進

②障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進 に係る記載の新設

③その他:地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、 6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること 【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係 機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用 して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍 以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割 以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か 所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の (インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を 策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、 難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの 移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤 の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築

各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ %個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 (新設) 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数○ 地域移行支援の利用者数○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごと の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練) 【新設】

(都道府県)

精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援ヤンター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援ヤンター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

- (都道府県・市町村)
- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数

- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数

- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等 (市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 (新設)
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施す る研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自 治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導 監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数 (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン 等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針における相談支援について

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (令和6年度~令和8年度)



前期計画を踏まえ、更なる取組の推進のため、取組の中核的主体として基幹相談 支援センターを明示し、設置促進及びその役割を明確化した指標を設定

【成果目標】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
 - ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援 体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う 取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 (新規)

(令和3年度~令和5年度)

初めて相談支援に係る成果目標・活動指標を設定

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

【成果目標】

○ 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談 支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確 保する。

活動指標

基幹相談支援セン ターの設置	基幹相談支援センターの設置有無
	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指 導・助言件数
基幹相談支援セン	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
ターによる地域の相 談支援体制の強化	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数
	個別事例の支援内容の検証の実施回数
	基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置数
協議会における個別事例の検討を通じた	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数
地域のサービス基盤 の開発・改善	協議会の専門部会の設置数及び実施回数 (頻度)

活動指標		
総合的・専門 的な相談支 援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総 合的・専門的な相談支援の実施	
	地域の相談支援事業者に対する訪問等によ る専門的な指導助言	
地域の相談支 援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成のために 行う支援の実施	
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の 実施	

9 (自立支援)協議会について

(自立支援)協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、<u>地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス</u> 基盤の整備を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- ・ 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法89条の3第1項)
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の 意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R4.4月時点) 市町村: 1,698自治体(設置率約98%) ※協議会数: 1,214箇所

都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

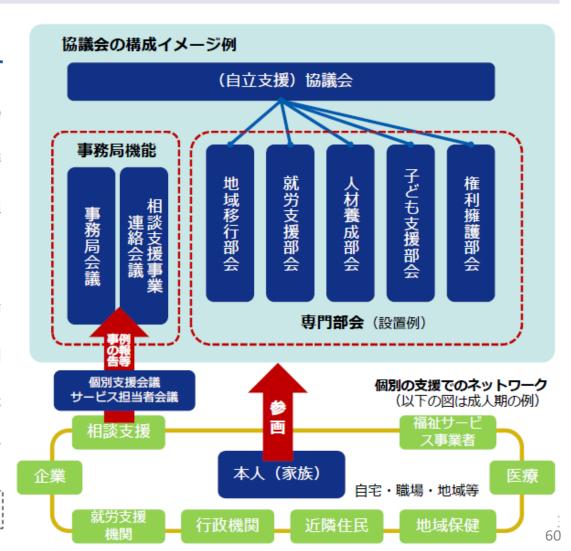
市町村協議会の主な機能

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

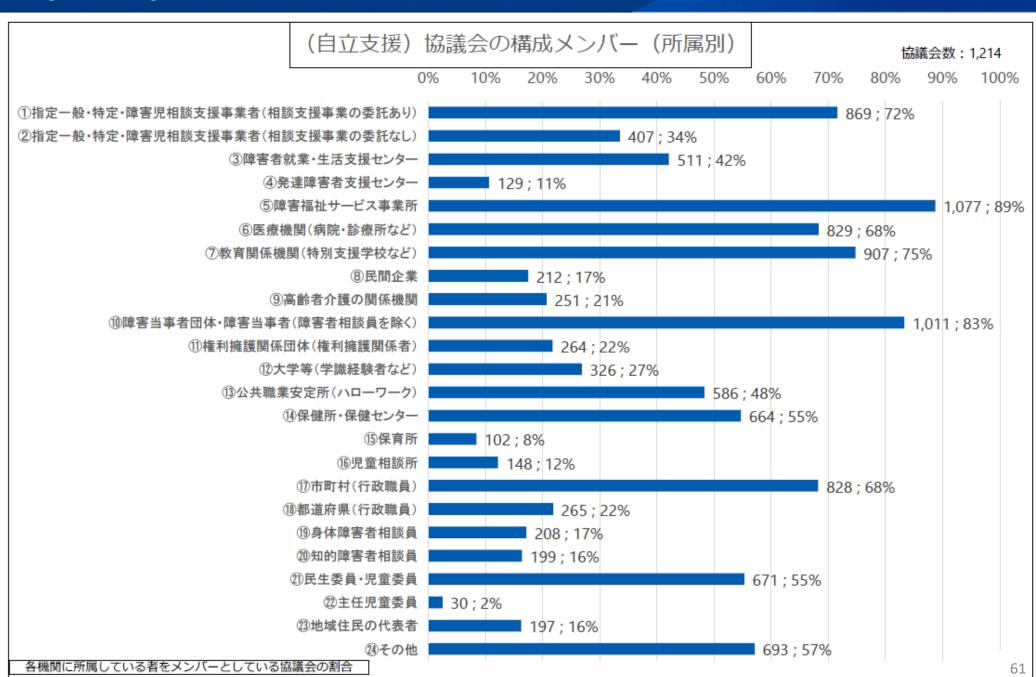
市町村協議会の主な機能

- ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、二一ズ等の 把握
- ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善 等に向けた協議
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に 応じた報告
- ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営等

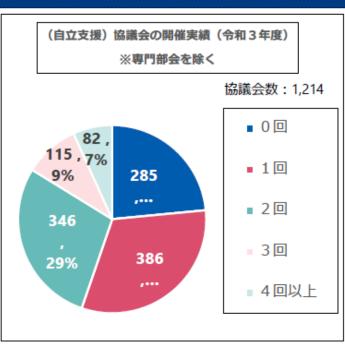
|「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に | |規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

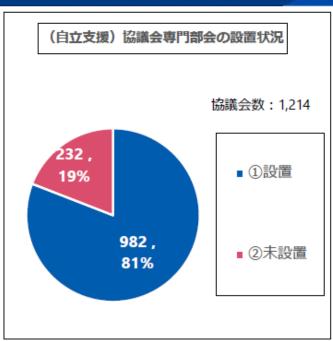


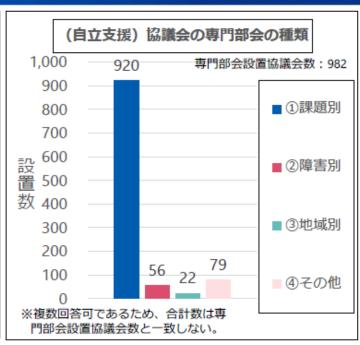
(自立支援)協議会について

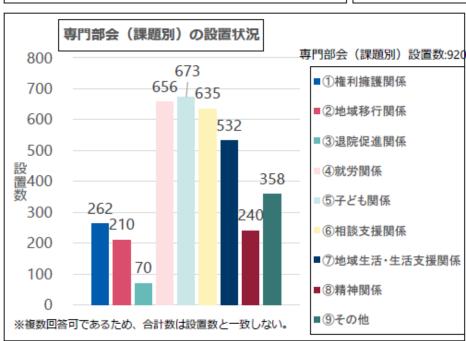


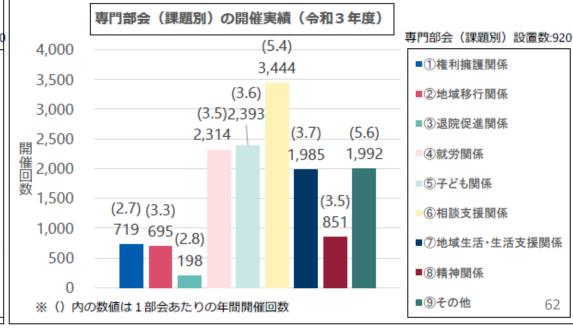
(自立支援)協議会 専門部会について











令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた(自立支援)協議会の機能と構成

(自立支援)協議会の役割・機能 (障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

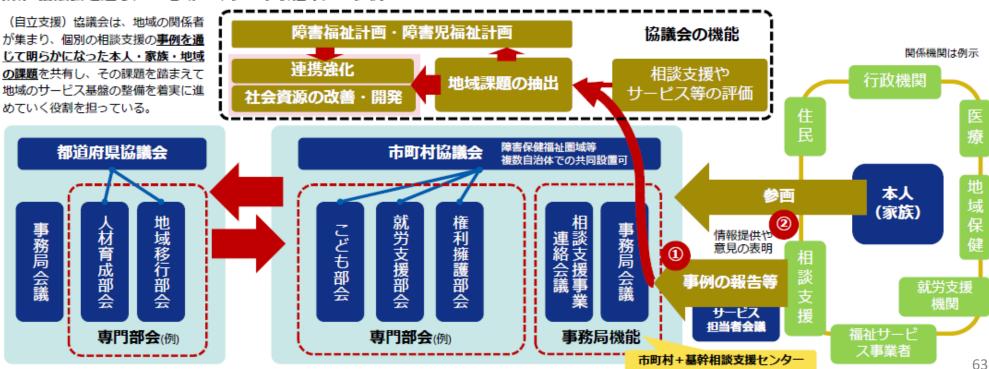
○ 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している 課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<u>適切な支援に関する情報</u>及び支援体制に関する課題について<mark>の情報</mark>を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

- 節② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 🎒③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
 - * 今回改正により、社会福祉法(重層的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつものとなった。(第3項~第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

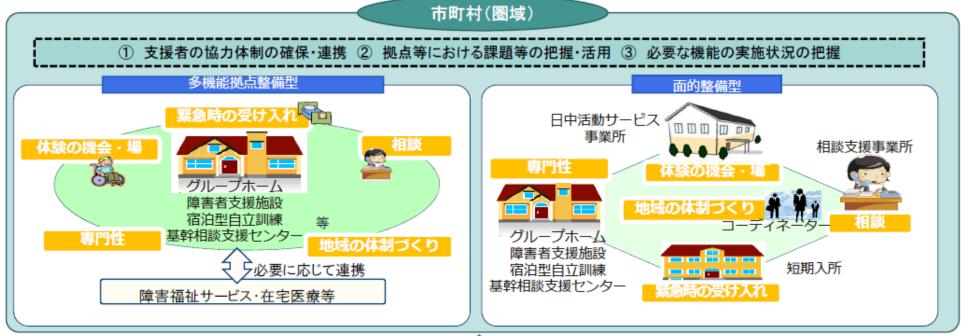


10 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。 ※令和6年4月1日時点 1270市区町村(72.9%)で整備済み(全国1741市町村)

- ●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。
 - 各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





- 整備、運営に関する研修会等の開催
- 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点等の整備状況について(令和6年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村) ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数 (割合)	未整備の市町村数 (割合)
1270市町村 (72.9%)	471市町村(27.1%)

単独整備の市町村数 (割合)	共同整備の市町村数 (割合)	単独・共同両方整備の市町村数 (割合)
626 市町村 (49.2%)	643市町村(50.6%)	1市町村(0.1%)

② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数 (のべ数)	
812箇所	
単独整備の箇所数 (割合)	共同整備の箇所数 (割合)
657箇所(80.9%)	155箇所(19.0%)

コーディネーターを配置している 拠点の数	
296箇所	
単独整備の箇所数 (割合)	共同整備の箇所数 (割合)
224箇所(75.6%)	72箇所(24.3%)

③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数(実数)		
851人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における 拠点コーディネーターの人数 (割合)	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 (地活事業)」における拠点コーディネーターの 人数 (割合)	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数 (割合)
47人(5.5%)	91人(10.7%)	713人(83.8%)

Ⅲ 障害者支援における権利擁護 と虐待防止に関わる法律

1 障害者の権利に関する条約及び 障害者差別解消法について

我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました!

障害者権利条約とは?

- ■「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の 尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。
 - 例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)を禁止
 - ➡➡ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
 - ◆条約の実施を監視する枠組みを設置.等
 - ※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:スロースの設置)を行わないことを指します。

2014年3月現在(我が国を含め)

142か国・1地域機関が締結済みです。

条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの?



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。 2007年 9月 我が国が条約に署名しました。

2008年 5月 条約が発効しました。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きなから、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、 国会において議論され、 2013年11月19日の衆議院本会議、 12月4日の参議院本会議において全会一致で締結 が承認されました。

2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。 また、2月19日に、我が国について障害者権利条約が発効しました。

条約を締結するとどうなるの?

■ 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)

(我が国による条約の実施を、国内において監視する枠組み(障害者政策委員会)や、国連の障害者権利委員会への報告を通じて、継続的に説明していきます。また、障害者権利委員会委員への立候補について検討していきます。)

■ 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



Phanole

2014年3月 外務省人権人道課 (お問い合わせは03-5501-8240まで)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条に おいては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の 見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられ ている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な 配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支 援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担 を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一 切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

- 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する青務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。
- ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から 何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くため に必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、 行政機関等は義務、事業者は努力義務 とされている。)

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (平成27年2月24日閣議決定) に基づき作成



スロープなどで補助する



「合理的配慮の提供」とは

- ◆ 行政機関等と事業者においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な
 配慮(合理的配慮)を行うことが求められる
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
3慣行	障害のある方の存在を意識して いない慣習、文化など
4)観念	障害のある方への偏見など

具体例



段差がある場合に、 スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や 写真のカードやタブレット 端末などを使う

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (平成27年2月24日閣議決定) に基づき作成

留意事項

- ① 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる 範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② **障害者でない者との比較において同等の機会の提供を 受ける**ためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面 や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度 (事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- (5) 財政·財務状況

福島県条例第八十五号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例

第一章 総則

(目的)

第一条

この条例は、障がい及び障がいのある人への県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(施行期日)

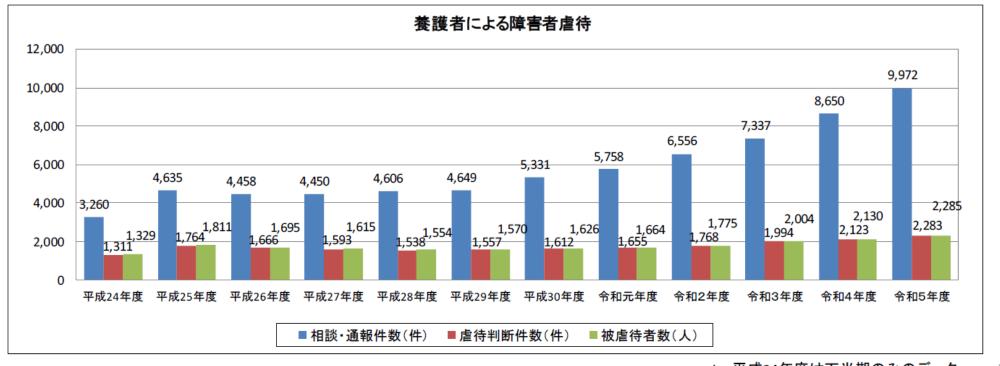
1この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 障害者虐待防止法について

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から 1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

羊=== +	平成				令和							
養護者	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

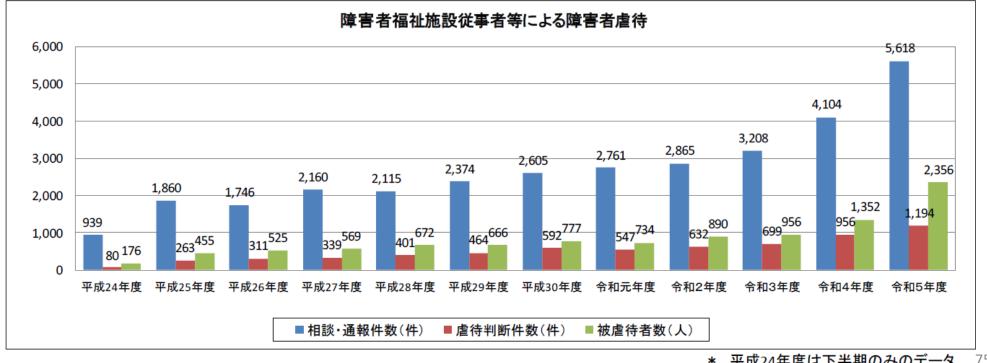


2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、 令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

陪宝老短礼佐凯父事老笠				平成						令和		
障害者福祉施設従事者等	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談•通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



令和5年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>

相談 涌報

89件

24件

9.883件

市区町村に

連絡した事

例 65件

明らかに虐待でな

いと判断した事例

65

件

9.972件

主な通報 届出者内訳

- ●警察
- (52.6%)●本人による届出(11.4%)
- ●障害者福祉施設·事業 所の職員 (11.0%)
- ●相談支援専門員(10.5%)
- ●当該市区町村行政職員 (4.1%)
- ●その他 (3.1%)

市区町村 都道府県

* 令和4年度に通報・届出があった事案171件を含む

事実確認調査の状況(10.143件)

事実確認調査を行った 事例 8.351件

うち、法第11条に基づく 立入調査 199件

事実確認調査を行って いない事例 1.792件

- 明らかに虐待ではな く調査不要 1,365件 * 都道府県判断の24件を含む
- ・調査を予定、又は検 討中 191件

虐待の事実 が認められ

2,283件

た事例

被虐待者数 2.285人

虐待者数 2.451人

(死亡事例: 1人)

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数 2,217人

- 養護者への助言・指導 45.9%
- 定期的な見守りの実施 41.6% サービス等利用計画見直し 14.6%
- 新たに障害福祉サービス利用 14.2%
 - 障害福祉サービス以外の サービス利用 5.4%

うち、虐待者と分離した人数 773人

- 障害福祉サービスの利用 45.0%
- 法に基づくやむを得ない措置 6.3%
- ①、②以外の一時保護 11.9%
- 医療機関への一時入院 12.8% ⑤ その他 23.9%
- ①~⑤のうち、面会制限を行った事例

26.8%

対応検討・調整中 68人

成年後見制度の審判請求 124人

うち、市町村長申立 65人

虐待者(2,451人)

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.7%)
- 年齢 60歳以上(39.8%)、50~59歳(27.7%) 40~49歳(15.6%)
- 続柄 母(24.8%)、父(23.7%)、夫(16.1%) 兄弟(11.2%)、その他(9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%) ※性別不明:1名
- 年齢 50~59歳(24.2%)、20~29歳(22.5%) 40~49歳(19.3%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%

- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成 両親(13.5%)、その他(13.2%)、配偶者(12.6%)、 両親・兄弟姉妹(11.9%)、単身(9.1%)、母(9.3%)

相談 涌報

5.618件

主な通報 届出者内訳

- ●当該施設·事業 所職員
 - (20.9%)

(8.4%)

- 設置者·管理者 (14.4%)
- ●本人による届出 (14.3%)
- ●家族·親族 (10.4%)
- ●相談支援専門員

市区町村

事実確認調査を行った事例 4.880件

事実確認調査中の事例 414件

必要とされた事例

* 令和4年度に通報・届出があった事案221件を含む

事実確認調査の状況 (6.010件)

うち、虐待の事実が認められた事例 1,449件

うち、更に都道府県による事実確認調査が

事実確認調査を行っていない事例 716件

・うち、明らかに虐待ではなく調査不要

・うち、調査を予定、又は検討中 83件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した

8件

530(市区町村に連絡した件数)

10件※4

518件

都道府県

- * 令和4年度に通報・届出があった事案2件
- *監査・実地指導等により判明した事案43件を含む

1.171件※4

事実確認調査を行った 事例 (56件)

市区町村から報告を受け、 更に都道府県が事実確認を 実施して虐待の事実が認め られた事例 4件 4件

都道府県が直接把握して虐 待の事実が認められた事例 19件 19件

·明らかに虐待ではなく調査不要 27件 ·調査中、調査を予定又は検討中 4件

障害者総合支援法等 による権限行使等

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導 809件
- 改善計画提出依頼 755件
- 従事者への注意・指導 352件

障害者総合支援法等 による権限の行使等

- · 報告徴収·出頭要請·質問· 立入検査 358件
- 改善勧告 79件
- 改善命令 7件
- 指定の全部・一部停止 32件 指定取消※3 13件
- 都道府県·政令市·中核市等 による指導 402件

359件

虐待者(1,345人) **2

事例

5,259件

- 性別
- 男性(68.3%)、女性(31.7%) ● 年齢
 - 60歳以上(18.8%)、50~59歳(17.4%)、 30~39歳(16.1%)
- 職種
 - 生活支援員(41.8%)、管理者(10.9%)、 世話人(10.1%)、
 - サービス管理責任者(6.8%)、 その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%
	職員のストレスや感情コントロールの問題 倫理観や理念の欠如 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者(2.356人) *1

虐待の事実

が認められ

1,194件

被虐待者

虐待者

1人)

2.356人※1

1.345人※2

(死亡事例:

た事例

- 性別 男性(66.6%)、女性(33.4%)
- 年齢 20~29歳(20.4%)、50~59歳(17.9%)、 30~39歳(16.8%)、40~49歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)
- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった 等の27件を除く1,167件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等 を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

3 日常生活自立支援事業と 成年後見制度について

日常生活自立支援事業

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、<u>福祉サービスの利用</u>に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

く実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、<u>事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる</u>。(平成29年3月現在の基幹的社協等は1,245ヵ所) (補助率)1/2

<事業の対象者>

<u>判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者</u>。

〈援助内容〉

- ①福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①~③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、 サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。 (1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

法定後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、 その方型の財産等の権利を擁護する制度

	後見	保佐	補助		
対象となる方	判断力が欠けているのが通常の状態の方 	判断力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方		
申し立てをすることがで きる人	本人、配偶者、四親等	等 <mark>以内の親族、検察官、市町村長な</mark> ど(注1)			
成年後見人等(成年後 見人・保佐人・補助人) の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申し立ての範囲内での改定裁判所が 審判で定める「特定の法律行為」(民 法13条1項所定の行為の一部)		
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注2)(注4)		
成年後見人等に与えら れる代理権の範囲	制度に関するすべての法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が審 判で定める「所定の法律行為」(注1)			
制度を利用した場合の 資格などの制限	医師、税理士の資格や会社役員、公 務員等の地位を失うなど(注5)	医師、税理士の資格や会社役員、公 務員等の地位を失うなど			

- (注1)本人以外の者の申立てにより、保(ほ)佐人(さにん)に代理権(だいりけん)を与える審判(しんぱん)をする場合、本人の同意が必要になります。補助(ほじょ)開始(かいし)の審判(しんぱん)や補助人(ほじょにん)に同意権(どういけん)・代理権(だいりけん)を与える審判(しんぱん)をする場合も同じです。
- (注2) 民法13条1項では、借金、訴訟(そしょう)行為(こうい)、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- (注3) 家庭(かてい)裁判所(さいばんしょ)の審判(しんぱん)により、民法13条1項の所定(しょてい)の行為以外についても、同意権(どういけん)・取消権(とりけしけん)の範囲とすることができます。
- (注4) 日用品の購入(こうにゅう)など日常生活に関する行為は除(のぞ)かれます。
- (注5) 公職(こうしょく)選挙法(せんきょほう)の改正により、選挙権(せんきょけん)の制限はなくなりました。

4 「障害福祉サービス等の提供に係る意思 決定支援ガイドライン」について

意思決定支援の推進 (運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、<u>相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加</u>する。

【取扱方針】

・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の 検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、<u>利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対</u> <u>する意向等を改めて確認</u>する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- ・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度が障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

関連資料16

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、 「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを 通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1)本人の判断能力

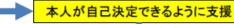
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

- (2) 意思決定支援が必要な場面
 - ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面)
 - ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)
- (3)人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面・サービスの選択・居住の場の選択等



自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任 とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- o 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- o アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議 と兼ねて開催可 本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画 (意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

録のフィードバック意思決定に関する記

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の趣旨

- ・障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手 を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように 努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

平式00年度 (00年2月)「陪宝短池サービュ笙の担供に係る金田池ウェ揺式ノビュノ・1竿ウ

平成28年度 (29年3月)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定

平成29年度 ~平成30年度

これまでの取組

厚生労働科学研究において「「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解、活用に関する研修カリキュラムを開発

令和2年度~

- ・上記カリキュラムを踏まえた研修を都道府県等が実施する相談支援従事者及びサービス管理責任者等を対象とした専門コース別研修のメニューとして追加
- ・令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意志決定支援の取り組みのための調査研究」を実施